

平成21年から令和元年の賃金引上げ等の実態に関する調査の概況の
訂正について

標記について、以下のとおり訂正を行いました。
利用者の方々にはご迷惑おかけしましたこととお詫び申し上げます。

- ・平成21年及び平成22年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況における
「第1表 企業規模・産業、賃金の改定の実施状況・実施時期別企業割合」

以下の注釈を追加

注： 「小計」には、改定の実施時期不明を含む。

参考：平成21年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況 第1表 抜粋

医療、福祉	100.0	72.0	70.7	1.3	70.6	0.9	0.5	25.4	2.6
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	67.7	65.6	2.0	63.0	1.3	3.4	25.5	6.8

- 注：1) 「小計」には、改定の実施時期不明を含む。
2) 賃金の改定の実施時期とは、改定後の賃金が給与計算に適用される時期をいう。
3) 「1～8月のみ」とは、1～8月の間に賃金の改定を実施し、9～12月の間に新たに賃金の改定を予定しない企業、「9～12月のみ」とは、1～8月の間に賃金の改定を実施せず、9～12月の間に賃金の改定を予定する企業、「1～8月及び9～12月」とは、1～8月の間に賃金の改定を実施し、更に9～12月の間に賃金の改定を予定する企業である。
4) 「実施しない」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月にも実施する予定がないとした企業である。
5) 「未定」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に実施するかどうかは「未定である」とした企業である。
6) 平成20年調査は、調査実施時期が9月であり、改定の実施時期を「1～9月」、「10～12月」として調査しているため比較の際は注意を要する。

- ・平成21年及び平成22年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況における
「付表1 賃金の改定の実施状況別企業割合の推移」

以下の注釈を追加

注： 1) ()内は、全企業に占める賃金の改定を実施し又は予定している
額も決定している企業の割合である。
また、「小計」には、改定の実施時期不明を含む。

参考：平成 21 年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況 付表 1 抜粋

- 注： 1) () 内は、全企業に占める賃金の改定を実施し又は予定して額も決定している企業の割合である。
また、「小計」には、改定の実施時期不明を含む。
- 2) 賃金の改定の実施時期とは、改定後の賃金が給与計算に適用される時期をいう。
- 3) 「1～8月のみ」とは、1～8月の間に賃金の改定を実施し、9～12月の間に新たに賃金の改定を予定しない企業、「9～12月のみ」とは、1～8月の間に賃金の改定を実施せず、9～12月の間に賃金の改定を予定する企業、「1～8月及び9～12月」とは、1～8月の間に賃金の改定を実施し、更に9～12月の間に賃金の改定を予定する企業である。
- 4) 「実施しない」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月にも実施する予定がないとした企業である。
- 5) 「未定」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に実施するかどうかは「未定である」とした企業である。
- 6) 平成10年調査以前は、「賃金の改定を実施し又は予定」の有無のみを調査しており、賃金の改定の内訳については調査していない。また、「賃金の改定を実施又は予定している（小計）」に賃金カットによる賃金の低下を含んでおり、平成11年以降の「1人平均賃金を引き上げる」とは接続しない。
- 7) 平成20年調査以前は、調査実施時期が9月であり、改定実施時期を「1～9月」、「10～12月」として調査している。

- 平成 23 年から令和元年までの賃金引上げ等の実態に関する調査の概況における「付表 1 賃金の改定の実施状況別企業割合の推移」

以下の注釈を追加

- 注： 1) 「小計」の () 内は、全企業に占める賃金の改定を実施し又は予定して額も決定している企業の割合である。
また、平成 21 年以前の「小計」には、改定の実施時期不明を含む。

参考：令和元年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況 付表 1 抜粋

令和 元年	100.0	90.3	(85.6)	90.2	0.0	80.8	5.7	3.8	-	5.4	4.3
-------	-------	------	---------	------	-----	------	-----	-----	---	-----	-----

- 注： 1) 「小計」の () 内は、全企業に占める賃金の改定を実施し又は予定して額も決定している企業の割合である。
また、平成21年以前の「小計」には、改定の実施時期不明を含む。
- 2) 「改定の実施時期」とは、改定後の賃金が給与計算に適用される時期をいう。
- 3) 「1～8月のみ」とは、1～8月に賃金の改定を実施し、9～12月に賃金の改定を予定しない企業、「9～12月のみ」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に賃金の改定を予定する企業、「1～8月及び9～12月」とは、1～8月に賃金の改定を実施し、更に9～12月に賃金の改定を予定する企業をいう。
- 4) 「改定時期不明」とは、賃金の改定を実施し又は予定して、実施時期が示されていない企業をいう。
- 5) 「賃金の改定を実施しない」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月にも実施する予定がない企業をいう。
- 6) 「未定」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に実施するかどうかは「未定である」とした企業をいう。
- 7) 平成10年調査以前は、「賃金の改定を実施し又は予定」の有無のみを調査しており、賃金の改定の内訳については調査していない。また、「賃金の改定を実施し又は予定している（小計）」についても、平成11年調査以降とは接続しない。
- 8) 平成20年調査以前は、調査実施時期が9月であり、改定実施時期を「1～9月」、「10～12月」として調査している。